中国知的財産権

ニュースレター

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所

2022 年第 4 号（全 86 号）
2022 年 4 月 27 日

〒100031　中国
北京市西城区復興門内大街 158 号
遠洋大厦 10 階
TEL：+86-10-66412345
FAX：+86-10-66415678/10-66413211
E-MAIL:mail@ccpit-patent.com.cn

〒107-0052　日本
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビルディング 3 階
TEL：+81-3-5572-6686
FAX：+81-3-5572-6687
E-MAIL：Tokyo@ccpit-patent.com.cn

目次

北京が知的財産権保護条例を公布.. 2
中国最高裁判所が不正競争防止法の司法解釈を公布
冒用・混同、虚偽宣伝、ネットワークの不正競争等の行為の認定を精細化........... 3
北京知的財産権裁判所　近年不正競争と独占関連案件が大幅に増加................. 5
AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報.. 7

北京が知的財産権保護条例を公布

北京市第 15 期人大委員会第 38 回会議は 3 月 31 日、『北京市知的財産権保護条例』（以下、『条例』という）を可決した。『条例』は 2022 年 7 月 1 日より施行される。

『条例』の制定は首都の戦略的位置づけに基づき、知的財産権強国のモデル都市を建設し、知的財産権の最良地の構築を加速させる重要措置であり、新しい発展構造の構築の推進や首都の経済や社会の高品質の発展のために知的財産権の効果的な法的保障を提供するものである。

『条例』は 7 章 57 条からなり、主に知的財産権の行政保護と司法保護、重点分野と新興分野の保護、公共サービス及び多元的な係争調停の四つの方面について規定しており、行政監督・管理、司法保護、産業界の自律、社会監督、公共サービス、多元的な係争調停による保護体制の構築に注力して、制度が改善され、運用が効率的で、管理が科学的で、サービスが最適化した知的財産権保護システムを完備化している。

『条例』の公布、施行後、北京市はその施行の徹底に力を入れ、関連政策を適時に制定し、法規・政策体系を充実、完備化させる。法律の普及教育を大いに推進し、良好な知的財産権法的環境を積極的に醸成する。施行状況の評価を適時に行い、『条例』の効果的な執行を持続的に深化させる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/2/art_57_174375.html

中国最高裁判所が不正競争防止法の司法解釈を公布
冒用・混同、虚偽宣伝、ネットワークの不正競争等の行為の認定を精細化

3 月 17 日、「最高裁判所の『中華人民共和国不正競争防止法』の適用に関する若干問題の解釈」（以下、『解釈』という）が公布され、2022 年 3 月 20 日より施行された。『解釈』は 29 条からなり、改正後の不正競争防止法を踏まえ、不正競争防止法第 2 条、冒用・混同、虚偽宣伝、ネットワークの不正競争等の行為の認定に焦点を合わせて精細化している。

不正競争防止法の施行後、中国裁判所は一般条項（不正競争防止法第 2 条）を新たなタイプの不正競争行為の認定の一つの主要な法的根拠としたが、裁判基準の不統一が時折発生していた。そのため、『解釈』は、市場の競争秩序を乱し、その他の経営者又は消費者の合法的権益に損害を与えた経営者の行為が不正競争防止法第 2 章及び専利法、商標法、著作権法等の規定行為に属しない場合、裁判所は一般条項を適用して認定することができると規定した。

最高裁判所民事第三法廷の責任者は、この規定は一般条項と具体的行為の条項、知的財産権法との適用を明確にし、また不正競争防止法や商標法等その他の知的財産権法に対する一般条項の補完的な位置づけを明確にしたと述べている。

裁判所は一般条項を適用して市場競争行為の正否を認定するが、その核心は経営者が商道徳に反しているかどうかの判断である。『解釈』は、不正競争防止法にいう商道徳は日常的な道徳倫理基準とは異なり、特定の商業分野において一般的に遵守され、受け入れられる行動規範であると明確にしている。また同時に、裁判所が事案の具体的な情状を踏まえ、業界ルール又は商習慣、経営者の主観的状態、取引先の希望、消費者権益や市場秩序、公益に与える影響等の要素を総合的に勘案し、法に基づいて経営者が商道徳に反するかどうかを判断すると規定している。

中国の裁判所は 2021 年に 8654 件の不正競争紛争の裁判を終了し、その中で冒用・混同案件の割合が高かった。『解釈』は主に不正競争防止法第 6 条の「冒用・混同」に関する規定を精細化し、「一定の影響力のある」標章の概念と認定基準を明確にして、また、使用や登録が商標法によって禁じされる標章は不正競争防止法の保護対象ではないことも明確にしている。さらに『解釈』は市場主体の登録管理条例を参照しながら保護対象となる市場主体の名称の範囲を細分化している。

近年、ネットワークの不正競争紛争が日増しに増えている。インターネット技術とビジネスモデルの更新や発展のスピードを見据え、『解釈』はさらに新

しい行為を列挙するのではなく、立法趣旨と競争政策を厳密に把握し、司法実務上の経験を適時にまとめ、法適用の条件を適切に精細化し、司法裁判に必要なガイドラインを提供するとともに、市場の自主規制と技術革新のために余地を残している。

紹介によると、『解釈』は最高裁判所が知的財産裁判機能の役割を十分に果し、新分野、新業態の司法へのニーズに適時に対応するための重要措置であり、不正競争防止への司法の強化、競争政策の基盤の強化、高効率化・規範化された公平な競争を促す国内市場の構築に対して重要な意義を持つものである。

https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-351311.html

北京知的財産権裁判所　近年不正競争と独占関連案件が大幅に増加

ウェイボー（中国版ツイッター）バックグラウンドデータの不正取得不正競争案件、「同時録画・配信」と「クリックシェア」不正競争案件、某石油公司の支配的市場地位の濫用案件、「ライブ配信ブラウザ」不正競争案件等が北京知的財産権裁判所の係争・独占十大典型的判例に選ばれた。

北京知的財産権裁判所が 3 月 16 日に発表したこの十大判例は典型的意義を有するものと考えられている。

例えば、ウェイボーバックグラウンドデータの不正取得不正競争案件におけるデータの取得と使用問題について、裁判所はデータのタイプを分析し、ウェブ･クローラー等の自動プログラミングを介して合法的に取得できるデータと、許可を得ずに技術的手段で不正に取得･利用してはいけないデータを明確にし、デジタル経済環境下でのデータリソースの共有や合理的な利用について指導している。

裁判所は審理のうえ、「ウェイボープラットフォームのデータは公開データと非公開データに分かれ、公開データはウェブ・クローラー等の自動プログラミングを利用して取得し、二次使用できるものであり、非公開データは適法で正当な手段によってのみ取得できるものである。本件では、当事者双方に協力関係はなく、かつデータ取得の技術的な手段が合法で正当なものと証明されないことから、上訴人は技術的手段で被上訴人が設定したアクセス権限を解除又は回避してウェイボープラットフォームの非公開データを取得したと推定できる。上訴人がウェイボープラットフォームのデータを取得、保存、表示、使用した行為は、ウェイボープラットフォームの正常な運用を妨害し、被上訴人の経営コストを増加させ、被上訴人の権限付与による利益にも影響をもたらすものであり、『不正競争防止法』第 12 条に規定された不正競争行為に属する」とし、これに基づき、上訴人に対して、不正競争行為を停止し、影響を排除し、被上訴人に経済損失と合理的な費用計 528 万人民元を賠償するよう命じた。

また、某石油公司の市場支配的地位の濫用案件の裁判では、裁判所は取引拒絶や差別待遇の市場支配的地位の濫用行為の構成要件を詳細に論述したほか、契約法と独占禁止法の管轄範囲を明確にし、独占禁止法は取引当事者一方の個別の利益を保護するものではなく、競争の関係と秩序の調整に重点を置くものであると重ねて表明し、独占行為と契約行為の合理的な定義付けについて指導している。

紹介によると、北京知的財産権裁判所は 2014 年の設立から 2021 年末までに

独占禁止、不正競争防止関連案件 1436 件を受理し、1244 件の裁判を終了した。

北京知的財産権裁判所の宋魚水副院長によると、近年知財裁判所が受理した不正競争・独占関連案件は明らかに増加しており、その関連分野・業界は年々拡大し、案件のタイプも包括的になっている。2020 年に受理した競争・独占関係案件は 184 件だったのが、2021 年には 66%増の 360 件になり、2022 年の同タイプの案件の受理数は 500 件を上回ると予測されている。案件は製造業、サービス業等の伝統産業だけでなく、情報セキュリティ、民生の保障など重要分野にも及び、科学技術イノベーション、デジタル経済等新しい分野、業態、モデルにかかわる案件も増えている。

北京知的財産権裁判所第三審判法廷の蘭国紅裁判官によると、不正競争は本質的には信義誠実の原則と商道徳にそむく行為であり、いわゆるフリーライド、濡れ手で粟、人を傷つけて自分の利益をはかるような行為である。その例として、他人の一定の影響力のある製品名の不正使用、企業名称の混同使用、許可を得ずに他人が合法的に運営しているウェブサイトにリンクを挿入し、指定した URL へ強制誘導して、ネットワークリソースを掠め取る行為、他人の商業上の信用への誹謗又は営業秘密侵害等が挙げられる。

また、同氏は「独占は本質的には競争を制限、排除する行為である。例えば、取引制限や取引拒絶のような市場支配的地位の濫用、経営者の間で結ばれた競争排除・制限の協議や決定又は協力関係等が挙げられる。不正競争行為であれ、独占行為であれ、市場競争秩序を乱し、経営者の合法的権益を損ない、同時にまた消費者の権益や公益をも損なうものである。裁判所は不正競争防止と独占禁止関連案件の裁判によって、不正競争行為と独占行為を規制し、市場経営主体が秩序よく、十分に競争できるよう導き、それによって公平で自由な競争環境を保護する」と述べた。

http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202203/1968964.html

AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報

タイの5Gスマートホスピタルを支える中国のインテリジェンス

タイ・バンコクの中心部では、救急車は大渋滞する道路をなかなか進めない。車内の救急隊員は高画質カメラと心電図モニターをいち早く稼働させ、患者のビデオ画像、バイタルデータ、病歴などを5Gネットワーク経由でシリラート病院にリアルタイムで伝送し、同病院の医師の指導の下、入院前に重症患者に速やかに初期治療を行っている。

先頃、新華社の取材に対し、シリラート病院の院長は「タイは交通渋滞がひどく、時間の短縮は救急患者の救助にきわめて重要なことだ。5G救急車を導入して以来、救急患者の生存率が大幅に向上した」と述べた。

5G救急車はタイの5Gスマートホスピタルプロジェクトの一部である。タイでは昨年末にシリラート病院で試行され、このデジタル技術医療プロジェクトが開始された。

同プロジェクトは、中国ファーウェイの5G、クラウド及びAIなどの技術を導入している。5G救急車による入院から、AI診断補助、退院後の遠隔医療まで、シリラート病院のサービスフローの全面的スマート化へのモデル転換をサポートしており、ファーウェイのASEAN地域での初の正式な5Gスマートホスピタルプロジェクトでもある。ファーウェイは今年、これらのソリューションをタイの他の病院にも拡げる予定である。

百年以上の歴史のあるシリラート病院では、医療従事者が薬品を白い無人車に置き、温度や目的地などを設定すると、軽量の無人車は病院の病棟間を行き来することで、コロナ禍での人と人との接触を大幅に減らした。ディスプレイの前にいる医師は高画質のCT画像を素早く取得し、症状に基づき薬を処方している。ディスプレイの向こう側は、数百キロメートル離れた場所にいる患者とつながっており、患者はこれまでのように苦労して都市部にある病院まで足を運ぶ必要がなくなった。

シリラート病院はタイのマヒドン大学の附属病院である。マヒドン大学医学部のプラシット学部長は取材に対し、「タイは地域ごとに発展が不均衡であり、遠隔地域は医療資源が不足しているため、5Gネットワークは公平な医療サービスの実現に役立っている」と述べた。

さらに、「5Gネットワークの広帯域・低遅延の特徴は、医用画像の数秒でのダウンロード、超高画質ビデオ画像のロスレス送信を保障し、遠隔医療の診療体験を効果的に高めることができる。コロナ禍でファーウェイとの協力を通

じて、1人の患者に対する医師の診断時間は15分から25秒に短縮され、CT画像診断の正確度は97％まで上がった」と紹介し、「ファーウェイはシリラート病院に5Gネットワークインフラを構築しただけでなく、情報セキュリティーを保障するハイブリッドクラウド・アーキテクチャーを提供し、関係者のトレーニングも実施している。このプロジェクトでは、ファーウェイ、病院、タイの若い起業者たちが一堂に会して診療プロセスを共同研究し、医療サービスをいかに向上させるかを模索している。5Gスマートホスピタル・プロジェクトはまったく新しいモデルであり、このモデルをASEAN地域の他の大学医学部にも導入する予定だ」と述べた。

ファーウェイ・タイの鄧豊CEOは取材に対し、タイでは優れたネットワークインフラが整備されているが、5G技術はまだ初期段階で、病院は5G技術でどのように患者の治療をサポートするかの模索段階にあると述べた。同社はシリラート病院と5Gスマート医療共同ラボを設置し、これからの医療分野における5G、ブロックチェーン、AIの応用を模索したいと考えている。
http://www.news.cn/world/2022-03/21/c_1128489200_4.htm

国家電網山西省電力公司が
ドローンによる自律型低炭素巡回検査を実現

国家電網山西省電力公司への取材によると、山西省電力科学研究院電力システム AI 合同ラボが自主開発した国家電網初のドローンによる自律型低炭素巡回検査システムがすでに半年以上にわたり安全運行しているという。このシステムの使用により、巡回検査の効率が平均 5 倍以上向上し、巡回検査の交通コストが大幅に削減され、炭素排出量が約 100kg 削減された。

ドローンによる自律型低炭素巡回検査システムは大きく 2 つの部分で構成されている。フロント部分にはエッジ AI 視覚分析端末が取り付けられており、システムのバックグラウンドでは、サンプル管理やレポート生成などの非リアルタイムのタスクを処理する。ドローン端末は、巡回検査のプロセスにおいて、人間の介入を必要とせず、飛行計画タスクに従い自律的に飛行できる。このシステムは、自己注意ビジュアル制御モジュールを通して、検査部品を自動的にロックし、故障箇所の特定と設備の障害類型の識別を行い、端側のピンやナットレベルの欠陥をリアルタイムに検出できる。現在、ドローンによる自律型低炭素巡回検査システムは、13 種類の送電線設備の異常と欠陥を識別・分析することができ、通常の電力部品の欠陥認識率は 85%に達している。

担当者によると、フロント部分で収集し、バックグランドで研究・判断する従来のドローンの検査モデルと比較して、このドローンの自律型低炭素巡回検査システムは、異常でない画像・データを識別するエネルギーの消費を節約する。欠陥の自律識別に要する平均時間が 80%以上短縮され、エネルギー消費量は 90%以上削減されている。

http://www.chinanews.com.cn/cj/2022/04-08/9723487.shtml

1 日の診療件数が 1,000 件超！
首都小児科研究所インターネット病院の目覚ましい効果

4 月 7 日、首都小児科研究所がインターネット病院に関する記者会見を開いた。これまですでに延べ 23 万 8000 人の再診患者の診療を行い、14 万 5000 件の医薬品を調剤している。全国の 31 省、328 の地級市（注：省クラスの行政単位と県クラスの行政単位の中間にある地区クラスの行政単位である）をカバーし、現在、1 日の診療件数は約 1,000 件だという。

2020 年 6 月、首都小児科研究所はインターネット診療の審査に合格し、「オンライン再診、薬の処方、調剤、家までの配送」のワンステップサービスを開始した。10 月には「インターネット＋」の医療保険資格審査に合格し、北京初の医療費の即時決済ができる小児専門病院となった。2021 年 4 月、首都小児科研究所インターネット病院が審査を経て設立された。オンライン登録された医師、看護師、薬剤師約 600 名がおり、すべての臨床専門分野をカバーし、11 の専門家チームとワークスペース、3 つの専門疾患外来診療を含む 64 のオンライン外来診療を開設した。

これまですでに延べ 23 万 8000 人の再診患者の診療を行い、14 万 5000 件の医薬品を調剤した。全国の 31 省、328 の地級市をカバーしており、現在、1 日の診療件数は約 1,000 件に達している。同時に、首都小児科研究所の医療コンソーシアムや専門分野のコンソーシアムなどの医療機関に対して、遠隔合同外来診療、遠隔立会診察、遠隔学際的立会診察、5G+遠隔手術デモンストレーション、リモートトレーニングなどを含むさまざまな形態の遠隔業務を実施している。

首都小児科研究所の紹介によると、この病院は、さらに多くの上質な医療リソースをインターネットに拡張している。小児の炎症性腸疾患、高血圧、糖尿病などの慢性疾患の専門外来診療は、医師が患者の病気の経過全体を管理するのをサポートしている。小児の呼吸リハビリテーション、喘息管理、新生児ケアを含む 18 の看護外来診療は、小児の在宅ケアと退院後の継続的な看護のニーズを満たし、患者の回復を加速させている。遺伝カウンセリングや麻酔評価などの専門外来診療は、科学研究と臨床診療の組み合わせの優位性が顕著に現れ、入院前の患者の行き来の苦労を減らしている。

http://www.chinanews.com.cn/sh/2022/04-07/9722510.shtml